

令和 4 年第12回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和 4 年12月22日（木） 午前10時15分 開会

場 所 市役所 東庁舎 東A会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	篠原 玲子
教育委員	沖田 行司	教育委員	山本 一博
教育委員	青地 弘子	教育部長	大辻 利幸
こども未来部長	坂田 耕	管理監(教育総務担当)	中西 美智代
管理監(校務支援担当)	久田 三智子	学校教育課参事	北川 守一
管理監(幼児担当)	坂田 紀代子	生涯学習課長	中西 恵美子
学校給食センター所長補佐	中野 里栄子	八日市図書館長	松野 勝治
教育研究所長	宮居 伝	幼児課長	増井 章恵
幼児施設課長	村田 修一	事務局(教育総務課長補佐)	池元 貴之

以上18名

開会

教育長	皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 ただ今から令和 4 年第 12 回教育委員会定例会を始めさせていただきます。 最初に、「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には、「第 11 回定例会」の議事録が、あらかじめ事務局から配付され、確認いただいていると思います。会議録の内容に、御異議はありませんか。
各委員	（異議なし）
教育長	ありがとうございます。それでは、「第 11 回定例会」の会議録は承認いただきましたので、後ほど、「沖田委員」と「山本委員」に署名をお願いいたします。 今回の第 12 回定例会の会議録署名委員は、「篠原委員」と「青地委員」を指名させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。 本日の議案については次第のとおりですが、議案第 17 号につきましては教科書採択の審議になります。教育委員と関係職員のみのお出席で行いますので、「その他」の後、休憩を挟んで審議を行いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、次第に従いまして、「1 報告」から進めさせていただきます。 はじめに、私から教育長報告をさせていただきます。 先日の総合教育会議お疲れ様でした。テーマを学力向上とさせていただき、教育委員会や学校現場での取組を説明させていただく中で、一定御理解をいただけたものと感じております。しかしながら、学力の問題につきましましては、日々更新が必要となってくる事項ではないかと思っております。教育委員会定例会などでも常に新しい御意見を賜りたいと考えており

ますので、よろしくお願いいたします。

令和4年も押し詰まりまして、仕事納めまであと1週間となりました。毎年、年末にはいろいろなことがあったと振り返るのですが、今年は何といってもロシアのウクライナ侵攻が挙げられるかと思います。この軍事侵攻は、世界の平和が脅かされたのは勿論ですが、食糧問題やエネルギー問題にまで影響を及ぼし、様々な工業製品の供給不足にも拍車をかけたと言われています。

また、先日は円高や物価高騰に対する対応として、日銀が長期金利の上限を引き上げ、金融緩和策を修正したというニュースが流れ、大変驚いたところです。

このような情勢から、日本においても原子力発電所の運転期間について最長60年とされていたものを、60年を超える運転を可能とする案が示されました。また、防衛力の強化についても、防衛費をGDP比2%基準に増額することや敵基地攻撃能力を保有するとし、従来の専守防衛から大きく舵を切ることとされました。

今年の漢字は“戦”でしたが、日本が本当の戦争に巻き込まれないように祈るばかりです。

12月市議会定例会の質問につきまして報告させていただきます。公明党の竹内議員からは不登校に対する支援策について質問を受けました。本市の不登校の現状は、全国の傾向と同様に小中学校ともに増加しております。特に令和3年度は中学校での増加が顕著となりました。原因としましては、コロナ禍で学校を休むことへのハードルが低くなったこと、また、学校行事などの制限で登校意欲が持ちにくく、交友関係が築きにくかったことが考えられます。今年度は、昨年度の同時期と比較しますと不登校児童生徒数は減少しております。行事が再開したことなどをきっかけに登校意欲が高まったこと、感染への認識が変化し学校が家庭に働きかけやすくなったことが登校につながったと考えております。

不登校支援に取り組む団体が発行した「不登校／ひきこもりサポートブック」についての印象と支援団体との連携について聞かれましたので、私としては「不登校等に悩む子どもや保護者の孤立を防ぐ」ことや「学校以外にも、教育の機会が確保されるよう選択肢を増やす」ことなどを目的に、東近江地域の民間団体が運営するフリースクールや公的相談機関等が掲載されており、不登校児童生徒個々の状況により、それぞれの児童生徒に適した支援が選択できるよう、読み手に分かりやすくまとめられた冊子であるという印象を持ったということと、連携については利用状況、活動内容について不登校支援に取り組む団体と学校との情報共有を行い、連携に努めているとの答弁をさせていただきました。フリースクール利用児童生徒支援補助金制度の創設について、本市では不登校児童生徒への支援を行う場として児童生徒成長支援室を設置しています。まずは、この児童生徒成長支援室への通室につながることや支援内容の充実に努めたいと考えており、現時点では新たな補助金制度の創設は考えていないと答弁させていただきました。竹内議員自身、児童生徒成長支援室を訪ねていただいております。内容について随分御理解いただいていると印象を持ったところです。ただ、私としてはいじめも含めてですが、学校であったり教育委員会へ相談がしづらいといった声を聞くことがあります。いじめについては第三者委員会でなければ、なかなか信用がない。そういった部分が一体どこからくるのか、もう少し考えておく必要があるという気がします。これだけいろんな問題が起こってくると、そういったことの必要性を感じているところです。

次に山本議員からは、新型コロナウイルス感染症対策についての質問をいただきました。給食時の黙食については、文部科学省が「座席の配置の工夫や適切な換気の確保などの措置を講じた上で、給食時に会話をを行うことも可」としたことから、本市においても、座席を前

教育長

向きに統一するなど飛沫感染防止を行った場合には、児童生徒同士の給食時の会話は可とすることといたしました。

アクリル板パーテーションの使用は、向かい合って食事をする場合など、各学校が飛沫防止対策として活用することとしております。ただ、校長には感染動向であったり、インフルエンザの動向など様々な懸案材料があることから、状況を見極めて適切に判断するように伝えております。

もう一点、長時間にわたるマスクの着用や黙食、身体的距離の確保などが園児や児童生徒に悪影響が出た場合の責任について、どう考えるのかという質問でございましたが、このような場合で責任論を持ち出すべきではないとの考え方を示させていただいたところです。

以上、私からの報告とさせていただきます。

それでは教育部から報告をお願いします。

(教育部長報告)

教育部長

おはようございます。私からは4点、御報告いたします。

まず1点目、能登川地区の校区再編計画につきましては、先月27日に林自治会に出向き、再編計画案の説明をいたしました。保護者への説明は終えていましたので参加者は少数でしたが、反対意見が出ることもなく、自治会長から再編計画を受け入れる旨の御発言をいただきました。紆余曲折ありましたが、本日通学区域規則の改正案を提出させていただくこととなりました。地元自治会にとっては苦渋の決断をいただいたものと思っておりますので、令和6年度からの移行に向け、しっかりと準備を進めたいと考えております。

次に、議会の一般質問につきましては、お手元の資料のとおりですが、再質問含め、教育長報告以外の主な答弁を御報告いたします。

まず吉坂議員からは、学校での熱中症対策と冷水機の設置についての質問があり、学校での熱中症対策は、水分補給、日陰の利用、防止の着用で対応しており、熱中症指数計の値が高い場合は、屋外での活動を中止しているとした上で、飲料水については、水筒持参を基本としており、水の補給は、市内業者の御厚意で設置しているウォーターサーバーを活用しているため冷水機の設置は考えていないとお答えしています。

今議会は、現在国がデジタル庁を中心に進めているDX（デジタルトランスフォーメーション）に関連する質問が多く寄せられ、森議員からは、教育データ利活用ロードマップについて質問があり当市の現状についてお答えしました。このことに関しては、本市では現在、総務部において自治体DX推進計画を策定中であり、教育委員会ではDX実現のため、国からの通知に基づいて作業を進めていくこととなっています。現在は第一段階として教育データの基本項目の標準化のための作業を行っています。この作業を行うことによって、各自治体によってばらばらの校務支援システム等であっても、基本項目を標準化し、システム改修をすることで、例えば、東近江市の子どもが他市町に転出してもデータを送るだけで転出先のシステムですぐにデータの利用できるようになるなど、事務の効率化が図れるものです。

このことで教職員の負担が軽減し、その負担軽減によって生じた時間を一人一人の子どもに向き合う時間が増えるなどの効果が期待されているところです。これは校務支援システムだけに限らず、学習面においても児童生徒の学習データや生活記録等のデータの蓄積、分析を行うことによって一人一人に最適な学びが実現するとされています。

今議会で各議員からも声をそろえて「デジタル化はあくまでも手段であり、そのことが目

教育部長

的になってはいけない」ということと言っておられたように、DXは「デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること」を目指すものであり、教育DXも同様にデジタルは一つの学習ツールであり、目的は児童生徒「誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びの実現」ということになると考えております。

森議員からは、もう一点、青少年教育における野外活動について質問がありました。これは、現在教育委員会で実施している「やまの子キャンプ」の青年リーダーの研修を「河辺いきものの森」を中心に実施していますが、施設の設置目的からも使い勝手の悪い状況が見られたので、市が所有する他の施設を含め、野外活動の拠点となるような施設の充実を望む質問でありました。

廣田議員からは、給食費の無償化の質問があり、給食費は法令上、原則保護者負担とされていることと、真に支援の必要な低所得世帯等へは、生活保護制度や就学支援制度により給食費の全額助成を行っているため、現段階での無償化は考えていないと答えしています。

次に、年明け8日に挙行いたします成人式に先立ち、14日に実行委員会の正副会長が市長のところへ挨拶に来られました。今年度の成人式は、式典は基本的な新型コロナ感染対策をした上で例年と同様に行いますが、第二部では当市出身のものまねタレント「JP」さんをお呼びして記念ステージを行う予定をしています。その後、大風保存会の御協力により大風飛揚も行われる予定となっております。新成人にとって心に残る成人式となることを祈念しています。

最後に、本市出身の「今村市良」さんが、今年度の日展（日本美術展覧会）において、日本画の部で特選を受賞されました。今村さんは旧湖東町出身で高校卒業後、掛け軸の絵師をされていましたが、平成12年、中路融人先生の直弟子となり本格的に日本画を学び始められました。平成23年には日展に初入選され、以後、平成29年以外連続して入選されていました。令和2年には日展の会友となっております。今後の御活躍に期待するところです。

本日の午後、教育長のところに受賞報告に来ていただく予定となっております。

以上、教育部からの報告とさせていただきます。

教育長

次にこども未来部からお願いします。

こども未来部長

皆様、おはようございます。こども未来部の坂田でございます。

それでは、こども未来部から報告をさせていただきます。

本年もあと僅かとなってまいりましたが、報道等で御承知のとおり静岡県裾野市の保育園で保育士が園児に暴行を行うという事案が発生しました。鹿児島県では2歳の園児を倉庫に閉じ込めるといった不適切な保育が報道されています。鹿児島県の事案では、倉庫に閉じこめたのは、数十秒と言われておりますが、園児はストレス障害を発症したとのこととあります。日頃から、子どもの人権・人格を尊重する保育を行うよう努めているところですが、このような事案を受けて改めて日常の保育を見直し、疑われる事案が発生した場合の対応策など、不適切な保育が行われないようしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

次に、12月市議会定例会での一般質問につきまして報告いたします。こども未来部には5人の議員から7項目の質問をいただきました。

竹内議員からは、出産・子育て応援交付金事業について制度の内容及び次年度以降の取組について質問をいただきました。この事業につきましては、妊娠届出時から子育て家庭に寄

こども未来部長	り添い、相談に応じ様々なニーズに即して必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を一体化して実施する事業となっております。経済的支援としましては、妊娠届出時の面談後に出産応援分として5万円、出産後の乳児家庭訪問による面談後に子育て応援分として5万円の計10万円の給付を行う事業となっております。 本年4月以降に出産された方も遡りまして対象とし、次年度以降も継続して実施予定となっているとの答弁をさせていただきました。 浅居議員からは、ひとり親家庭で低所得世帯の学生への通学支援について質問をいただきました。このことにつきましては、中学生議会において提案がありまして、改めて市の見解を求められたものです。このことに対し、高校生を抱える世帯にとっては、通学費用に限らず、私立高校の授業料や部活動に係る経費など様々な課題があるため、どのような支援が必要か検討をしていく旨答弁させていただきました。 井上議員からは、子ども相談支援事業への増員やD X（デジタルトランスフォーメーション）の活用等について質問をいただきました。児童虐待の対応や養育に不安を抱える家庭への寄り添いなど、相談件数は今後も増加することが予測されるため、人員確保が必要と考えていること。また、D Xの活用は関係機関と連携を強化するためには、大変有効と考えていますが、情報共有できない部分もありますので、個人情報の取扱いなど今後研究していく旨答弁いたしました。 戸嶋議員からは、能登川子育て支援センターの開設場所についてや一時預かり事業について質問をいただきました。能登川子育て支援センターにつきましては、令和2年度に旧能登川保健センターから能登川にじいろ幼稚園内に移転しましたが、このところ利用者数が減少してきております。このことにつきましては、コロナ化の影響が考えられますが、住宅地から少し離れていることもありますので、子育て世帯の様々な声を聞きながら、今後の施策を検討していく旨答弁をさせていただきました。一時預かり制度につきましては、保護者の病气や出産、介護や冠婚葬祭などの理由や保護者の育児疲れの解消などに利用いただける制度ですが、一週間ほどの連続利用することは可能かとの質問でしたが、実際に一週間利用いただいているケースもございますが、例えば園の事業が入っている場合とか、預かる児童の状況、初めて利用いただく児童であったり、支援を要する児童を預からせていただく場合、連続利用いただけないケースもありますと、答弁いたしました。 以上、こども未来部の報告とさせていただきます。
教育長	ただ今の報告について御意見、御質問はありませんか。
山本委員	こども未来部の浅居議員の質問、「ひとり親家庭で低所得世帯の学生への通学支援について市の見解を伺う」の答弁で、他に与える影響を踏まえて検討するとしていますが、他に与える影響とはどのようなことを想定されていますか。
こども未来部長	通学支援を考えるにあたりまして、ひとり親家庭の課題をあらためて検討する必要がある、通学費だけではなく様々なことに困っておられますので、そのようなことも検討が必要です。そして、実際に通学費支援をしようとすると、近江鉄道だけを支援するのか。J Rを利用している方、バスを利用している方はどうするのか。様々な交通手段を利用されていますので、そのようなことを総合的に考えなければならない。そのように他に影響を及ぼすこ

こども未来部長	ともありますので、最終的にどのような支援が必要か十分に検討してから支援する必要があるということを述べさせていただきました。
山本委員	先日の総合教育会議でも市長がそのことを話されていて、「非常に目の付けどころがいい、斬新だ」とのことでしたので、前向きに検討いただきますよう、どうぞよろしくお願いします。
教育長	これは、いろいろ検討した結果、全部しませんではなくて、しっかりやるということをお願いしたいと思います。他にございますか？
篠原教育長職務代理者	先ほど黙食の話があったと思いますが、昨日の学校給食運営委員会で今年度いっぱい黙食でいくとの話が少し出たと思うのですが。議会答弁後の話になるのでしょうか。
教育長	教育委員会の見解としては、黙食ではなく会話は可としています。それぞれの校長で判断をしてくださいとしています。そのような中で校長会としては、もう少し様子を見るという判断がされていると聞いています。それが今、篠原委員が話された内容であると思います。 インフルエンザの流行期、新型コロナの第8波などの懸念材料がありますから、各学校が状況を見極めながら判断してくださいとしていますので、それぞれの校長が校長会で協議しながら判断しているというのが教育委員会の状況です。
篠原教育長職務代理者	昨夜、給食運営委員会がありまして、東近江市はもうしばらく黙食でいくとの話をお聞きしましたので。それはよかったですか。
教育長	それは教育委員会ではなくて、校長の判断だということです。
篠原教育長職務代理者	昨夜の給食運営委員会での話、必要であれば補足しておいてください。
教育長	その他よろしいですか。
各委員	(特になし)
教育長	それでは、続きまして「2議案」に移ります。「議案第16号東近江市立学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について」担当課から説明をお願いします。
管理監（教育総務担当）	それでは、教育総務課から議案の説明をいたします。 議案第16号東近江市立学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定については、能登川地区において、能登川南小学校区の宅地開発により児童数の増加が見込まれることから、能登川南小学校の大規模化の解消と能登川地区小学校の適正規模化、長距離通学の解消を目的とし、子どもたちにとってより良い教育環境を構築するため、通学区域の一部変更を行うものです。

通学区域の変更にあたっては、教育委員会で再編計画を作成し、令和3年11月24日に東近江市通学区域審議会に諮問をしました。通学区域審議会では、令和3年11月24日から令和4年6月15日までの間、6回にわたり審議を行っていただき、6月17日に審議会から「対象地区の校区変更が妥当」とするも新たな校区は「自治会及び保護者との協議により決定する」との答申に加え、適正な通学区域を確保しつつも保護者の意見を尊重されるよう配慮が必要な事項に意見を付されました。

教育委員会としましては、審議会の答申を尊重し、児童の心理的な負担、保護者や地域の思いなどに配慮し、再編の時期や方法についての考え方をお示した上で、保護者や地域の皆様と協議を重ねてきました。その結果、対象地域の皆様から一定の理解を得て、新しい校区を決めていただきました。つきましては、能登川地区通学区域の一部変更に伴い、本学校通学区域規則の改正が必要となったため、本議案を提出するものです。

お手元の議案、新旧対照表、校区再編に係る対象自治会一覧表を御覧ください。

第3条中「、その子女を市立の学校に入学せしめるにあたっては」を「その子どもを市立学校に入学させるにあたっては」に改め、「、特に」を削ります。

この部分については、用語が古いので、この改正の機会に改めるものです。

次に、別表第1能登川東小学校の項中「長勝寺町」の次に「(270番地～285番地、289番地～309番地)」を、「乙女浜町(861番地を除く。)」の次に「、林町(20番地15～38番地、56番地3～517番地、600番地)、山路町」を加え、同表能登川南小学校の項中「佐生町(45番地を除く。)」を「長勝寺町(270番地～285番地、289番地～309番地を除く。)、佐生町(45番地を除く。)」に改め、「林町」の次に「(20番地15～38番地、56番地3～517番地、600番地を除く。)」を加え、「山路町」を削ります。

別表1で新しい校区をお示ししています。

次に、附則の第1項として、施行期日を定め、第2項から第4項において、この規則改正における経過措置を定めています。附則を第1校から順に読み上げます。

第1項、この規則は、令和6年4月1日から施行します。

第2項、この規則による改正後の東近江市立学校通学区域規則（以下「新規則」という。）別表第1能登川東小学校の項及び能登川南小学校の項の規定は、この規則の施行の日以後に入学する児童（転入学する児童を含む。）について適用し、同日前から引き続き在学している児童については、なお従前の例による。

第3項、前項の規定にかかわらず、新規則別表第1の規定により能登川東小学校又は能登川南小学校に入学することとなる児童で、同項の規定によりなお従前の例によることとされた当該児童の兄又は姉が在学する小学校と異なる小学校に入学することとなるものの保護者が、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条の規定による申立てをしたときは、東近江市教育委員会は、同条の規定に基づき、その指定する小学校を当該児童の兄又は姉が在学する小学校に変更するものとする。

第4項、第2項の規定にかかわらず、新規則別表第1の規定により能登川東小学校に入学することとなる児童で教育長が別に定める区域に居住するものの保護者が、学校教育法施行令第8条の規定による申立てをしたときは、東近江市教育委員会は、同条の規定に基づき、その指定する小学校を能登川南小学校に変更するものとする。としています。

附則の第1項と第2項は、資料の移行時期の欄と同様の内容です。第3項は、兄姉がいる場合の特例、第4項は、レインボーシティと駅前の新築マンションの特例措置欄と同様の内

管理監（教育総務担当）	容となります。 説明は以上です。御審議よろしくお願いします。
教育長	説明は終わりました。地域の方にとっては苦渋の選択だったと思いますが、判断いただいたということで、うれしく思っているところです。特に能登川西小学校区の方については少し混乱させてしまったと思っております、お詫びもしないといけないなと思っております。そのようなことを含めてではありますが、このように規則を改正しますので、御審議をよろしくお願いします。 ただ今の説明について、御意見、御質問等ございませんか。
山本委員	今ほど教育長からもありましたが、長い期間、御苦勞様でした。本当に大きな問題が解決したと思います。地元の方が苦渋の選択をされたということが、今日の教育長の報告にもあり、何度も聞かせていただきました。そういう御理解のもと、このような結果が出たということはありがたいなと思います。それで、繰り返しというかあえて申し上げますと、地元の方もこれからのことで大変心配されていると思います。合意に達するまで、いろいろな約束事があったと思います。それを適正に遂行していただきたいと思うことと、また予期せぬことが起こるかと思います。そのようなことも手厚くフォローしていただいて、何よりも子どもたちが良い環境で勉強できるようにしていただくよう、あらためてここでお願いしておきたいと思います。
教育部長	ありがとうございます。仰っていただいたように、地元と協議を進める中で具体的な要望もいただいておりますので、これで終わりではなく令和6年度のスタートまでに更に地元と細かい調整を進めて、子どもたちが安全に安心して学校に通えるような環境を整えていきたいと思います。
教育長	その他ございますでしょうか。
篠原教育長職務代理者	これは例えば住宅が増えて、番地がまた増えていくたびに変えていかないといけないのですか。
管理監（教育総務担当）	別表一覧表を見ていただきましたら、お分かりいただきますように今回校区を変更していただく自治会の番地を記載しています。例えば長勝寺ですと、これから開発がされていく地域で、新しい番地が増えてくると思いますが、一覧表に記載している番地は能登川東小学校に行っていただきますが、それ以外は今後能登川南小学校に行ってくださいことになりますので別表の記載としては増えていかないとということになります。
篠原教育長職務代理者	林町の番地もこれ以上は増えていかないとことになりますか。
管理監（教育総務担当）	そのように思っていますが、少なくともレインボーシティとデュオヒルズ能登川駅前是不変わらないと思っています。あるとすれば林町自治会ですが、林町の括りは能登川東小学校区、

管理監（教育総務担当）	一部能登川南小学校区もありますが、その地域を除いて能登川東小学校区としていますので大丈夫だと思っています。
篠原教育長職務代理者	この表を見て、私はこちらと決める人はいないと思いますが、この番地を見ると例えば 20 番地 15 から 38 番地というのは、20 番地の 15 から 38 番地ということですね。
管理監（教育総務担当）	自治会一覧で見てくださいと大変細かくなっていますが、新旧対照表にあてはめますと林町の中で括れてしまいます。
篠原教育長職務代理者	表を見たときに、20 番地 15 というのは一軒の住所ですね。この 15 というのと 38 番地の 38 が同じ数字のフォントでわかりにくいので、番地の前と後の数字の区別がつくようにフォントを変えていただくとわかりやすいのかなと思いました。 この表を見て、何か言われる人はいないと思いますが、ぱっと見た時にどの番地なのかと思われる方があるのではと思いました。見た目の話ですが。
管理監（教育総務担当）	枝番が付いているところと付いてないところがありますので、わかりにくいのかなと思います。
教育長	一般的にここに書いているところは、こちらのエリアというのが確定していますので。新たな番地が追加されることはありません。増えるとしても番地の枝番となります。 他よろしいでしょうか。
青地委員	長い間、取り組んでいただきまして、このような方向を示していただき、御苦勞様でした。 令和 6 年度からということですが、私がこの先のことで一番何を気にしているかと言いますと、子どもたち同士の交友関係、人間関係、遊び、そういったものが同じ町内で分かれることがないようにということを願っております。実際動いてみないとわかりませんが、そのためには、できるだけ将来能登川のそれぞれの小学校、校長先生方が中心に考えられることだと思いますが、行事とかの日がちが別々になると、子どもたちにとっても違和感をお互い感じてしまうことがありますので、できるだけ子どもが分断されないような方向で、今後能登川地域全体で見えていただけたら、ありがたいと願っております。よろしく願います。
管理監（教育総務担当）	ありがとうございます。
教育長	他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、「議案第 16 号」につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	（異議なし）
教育長	「議案 16 号東近江市立学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について」は原案

教育長	のとおり承認いたします。なお、「議案第 17 号」につきましては、先ほどお伝えしましたとおり、後ほど休憩を挟んで審議いただきますので、よろしくお願いします。 それでは続きまして、「3 報告事項」に移ります。 12 月 15 日に行われました「福祉教育こども常任委員会」の報告について、まずは教育部からお願いします。
生涯学習課長	それでは、生涯学習課の中西から報告させていただきます。12 月 15 日の常任委員会では、東近江市あかね文化ホールの指定管理者候補者の指定につき議決を求めることについて、説明させていただきました。このことにつきましては、先月の教育委員会定例会において報告させていただいたことと同じ内容ですので、本日資料はありません。あかね文化ホールの指定管理業務の協定期間が、令和 5 年 3 月 31 日をもって満了いたしますことから、指定管理候補者として公益財団法人東近江市地域振興事業団と基本協定を締結することを提案させていただき、審議していただきました。また、指定の期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間とさせていただくものであるとの説明を行い承認いただきました。報告は以上となります。
教育長	ただ今の報告について、何か御質問はございませんか。
各委員	(特になし)
教育長	よろしいでしょうか。それでは、続きましてこども未来部幼児施設課からお願いします。
幼児施設課長	幼児施設課の村田です。よろしくお願いいたします。 こども未来部につきましては、2 点になります。 1 点目の「市立ちどろり幼児園整備工事の進捗状況」につきまして、11 月末時点の進捗状況を報告いたします。資料につきましては A 4、2 枚になります。建築工事につきましては、増築部の屋根工事、アルミサッシ取付などの建具工事や外壁、内装工事などを行いました。進捗率は 66.47 パーセントで、ほぼ計画どおりです。引き続き、壁や床の内装工事、建具工事などを進めております。機械設備工事につきましては、換気設備、空調設備工事が 10 月に施工できなかったことにより 10 月末時点で約 9 パーセント遅れておりましたが、換気設備、空調設備工事が進み、進捗率は 50.73 パーセントで、ほぼ計画どおりに回復しております。電気設備工事につきましては、電灯、通信設備などの配線工事を行っているところです。進捗率は 30 パーセントで、ほぼ計画どおりです。機械設備、電気設備工事は、引き続き、建築工事と調整を行い、工事を進めております。2 枚目につけております資料につきましては、上段の左側は、増築部の屋根状況、右側は、増築部の内部状況です。下段の 2 枚は、改修部の内部状況となります。「市立ちどろり幼児園整備工事の進捗状況」の報告は以上です。 引き続きまして、2 点目の「能登川地区の幼児施設の整備」につきまして、報告いたします。資料は A 4、1 枚、A 3、1 枚になります。「能登川地区の幼児施設の整備」について、市が土地を確保し、その土地において施設を設置運営する民間事業者を公募する方向で、土地所有者の内諾に向け進めていることは報告しているところです。土地所有者の内諾をいただきましたので報告いたします。人口増加が見込まれる能登川地区東部において、待機児童

幼児施設課長	の解消及び多様化する保育ニーズへの対応を目的とし、幼児施設設置に取り組んでいます。 事業用地につきましては、日本電気硝子株式会社所有の長勝寺町 170 番の一部になります。資料 2 枚目、右半分の真ん中下付近のピンク色で囲っている日本電気硝子株式会社社員寮の箇所になります。購入希望面積は約 4,500 平方メートル、購入価格は不動産鑑定額で、売買契約の締結に向け進めていきます。5 項目に上げておりますが、この土地を選定した理由につきましては、人口増加が見込まれる能登川地区東部にあること、他の幼児施設との配置バランス、園外活動などの多様な保育が実施できることなどから選定しております。 今後のスケジュールとしましては、令和 5 年 1 月から筆界境界確定調査、地元説明会を行い、売買契約締結、運営事業者公募、審査、決定、設計、建築の予定をしております。また、能登川北部線の道路工事も進めてもらう計画をしています。購入した土地は、設置運営事業者に売却することを前提としています。報告は以上となりますが、これから地元説明会、売買契約の締結などを進めていく段階でありますので、この「能登川地区の幼児施設の整備について」の取り扱いには十分、御配慮をお願いします。報告は以上です。
教育長	ただ今の報告について何か御意見、御質問はありませんか。
山本委員	現在、社員寮になっているのは取り壊しをされるのですか。
幼児施設課長	現在、建っている建築物につきましては、日本電気硝子に解体していただきます。更地で購入することになります。
教育長	4,500 平方メートルというと、どの施設と同じくらいですか。
幼児施設課長	施設につきましては、民間になりますが、「ゆいの社こども園」を参考にさせていただいております。
教育長	「ゆいの社こども園」のほうが大きいのでは。
幼児施設課長	今ほど申し上げましたのは、園舎のことになります。
教育長	人数的には、どの施設と同じくらいですか。
幼児課長	90 人程度ですので、定員 80 人の「こども園あつぷる」と同じくらいです。
教育長	経営上、定員 90 人という規模はどうなのですか。 3、4、5 歳児をそれぞれ 30 人クラスにすると 90 人になってしまうので、20 人規模くらいになるということですか。
幼児課長	そうですね。3、4、5 歳児は 1 号と 2 号合わせて 20 人ずつくらいです。
教育長	今までは 0、1、2 歳児と 3、4、5 歳児の規模は倍ぐらい違う人数の割合だったと思い

教育長	ますが、ここは倍ということにはならない、例えば 20 人だったら下は 10 人とか 15 人受け入れられる規模にしておかないといけないと思いますが。
幼児課長	順々に学年を上がれるように設定することになっていますので、90 人規模でしたら 0、1、2 歳児で 30 人ぐらいを考えています。
教育長	0、1、2 歳児が今までの枠では足りないと聞いていますので、しっかりと計画しておくほうがいいと思いました。 他に御質問等ありますか。 もう一点、ここは突き当たりの施設になりますよね。車は突き当たって中の駐車場を通過して、同じところに戻るしかないですね。奥へ抜けて行くというのは難しいということですね。
幼児施設課長	今のところ、奥へ抜けて行く想定はないと思います。
教育長	他にございませんか。
各委員	(特になし)
教育長	それでは、続きまして「4 その他」に移らせていただきます。 各課から報告をお願いします。
各課報告	○教育研究所・・・教育研究所だより【No.231】 ○生涯学習課・・・報告事項（事業報告、計画） ○図書館・・・報告事項（報告事項、計画）
教育長	ただ今の報告について御意見、御質問はありませんか。
山本委員	図書館の報告にあった、「人権のことを知るためのブックリスト」ですが、発行元に彦根市人権擁護委員協議会の記載がありますが、これは連携をされたのですか。
八日市図書館長	人的な連携は当館とだけ行いましたが、人権・男女共同参画課から発行にあたって彦根市人権擁護委員協議会の名前を入れてくださいということでした。実際には当館と人権・男女共同参画課と一緒に作成しました。
教育長	それでは、よろしいでしょうか。次回の令和 5 年第 1 回定例会ですが、次第にありますように、令和 5 年 1 月 30 日（月）午前 10 時 15 分から、東庁舎 D 会議室で開催しますので、よろしくお願いいたします。また、令和 5 年第 2 回定例会ですが、2 月 22 日（水）の午前、午後、27 日（月）の午前、午後のいずれかで開催をお願いしたいと思いますが、委員の皆様の御都合はいかがでしょうか。 (日程調整)

教育長

それでは令和5年第2回定例会につきましては、2月27日（月）午前で開催しますので、よろしくお願いします。

ここで休憩に入ります。再開後は関係者のみの審議としますのでよろしくお願いします。

（休憩）

※出席者：教育長、篠原教育長職務代理者、山本委員、青地委員、教育部長、管理監（教育総務担当）、学校教育課参事、事務局（教育総務課長補佐）

教育長

それでは、会議を再開します。議案第17号令和5年度使用東近江市立中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更の議決を求めることについて、担当から説明をお願いします。

学校教育課参事

学校教育課の北川です。よろしくお願いします。令和4年8月に教育委員会定例会で採択いただきました、令和5年度使用中学校特別支援学級教科用図書の一部が供給不能との連絡がありました。そこで、調査研究を再度行いまして、議第17号のように変更することとしましたので、採択をお願いいたします。

この度、供給不能となりました令和5年度使用中学校特別支援学級教科用図書ですが、（中学校社会）「21世紀こども百科 歴史館〈増補版〉」（小学館）、（中学校地図）「読んで見て楽しむ世界地図帳」（学研）の2冊です。

8月の時点では、今年度事務局の竜王町が出版社に供給可能を確認した上で採択いただいたところですが、その後お手元別添資料のとおり、12月14日付県教委通知により、前述の2冊がその後供給不能となっていることが判明いたしました。この事態を受けまして、中学校特別支援学級用図書の調査研究部長（八幡東中 伊丹校長）を中心に調査研究を再度行っただき、それぞれ1点ずつ、併せて2点の教科用図書を答申いただきました。その後、書面協議会を開催し選定しましたので、本市の定例教育委員会で採択いただきますようよろしくお願いします。

この度、採択いただく教科用図書は以下の2冊です。（中学校社会）「学習漫画日本の歴史できごと事典」（集英社）、（中学校地図）「楽しく学んで力がつく！こども世界地図」（永岡書店）

まず、「学習漫画日本の歴史できごと事典」の調査結果では、お手元資料5ページに記載しているとおり、もう少しカラーがほしいとの評価もありましたが、その他評価項目において、高い評価となりました。また、「楽しく学んで力がつく！こども世界地図」では、お手元資料6ページに記載しているとおり、国旗カードのサイズがもう一回り大きなほうがよいとの評価もありましたが、その他評価項目において、高い評価になったとの報告を受けました。これらのことから、滋賀県教科用図書第3採択地区協議会は、この2冊を令和5年度使用東近江市立中学校特別支援学級教科用図書として採択されました。教育委員会の採択につきまして御承認いただきますよう、よろしくお願いします。

教育長

説明は終わりました。

学校教育課参事	採択いただく教科用図書を用意しましたので、御確認ください。
各委員	(採択対象の教科用図書を確認)
教育長	それでは、議案第 17 号につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	議案第 17 号 令和 5 年度使用東近江市立中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更の議決を決めることについては、原案どおり可決といたします。 以上で本日の内容は全て終了しました。その他、皆様から何かございますか。
各委員	(特になし)
教育長	以上をもちまして、令和 4 年第 12 回教育委員会定例会を終了させていただきます。
会議終了	午後 0 時 5 分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
